

このレンタサイクルは、一般社団法人三次観光推進機構が運営管理しています。この利用規約は、お客様がレンタサイクルを利用する際に遵守していただく事項について規定しています。

## 1. 利用方法

- ・受付時にレンタサイクル利用申込書に必要事項を記入し、本人確認ができる身分証明書（運転免許証、保険証、学生証、パスポートなど）を提示してください。（身分証明書はコピーを取らせていただきます。ご了承ください。）
- ・あらかじめ点検を行っていますが、利用前にはタイヤやブレーキなどの不具合がないか確認してください。
- ・**運転中はヘルメットの着用をお願いします。**2023年4月1日～改正道路交通法により**努力義務**

## 2. 利用条件

- ・**貸出、返却とも利用時間内（9時から17時まで）に行います。**
- ・18歳未満の方は保護者の同意が必要です。
- ・自転車に乗って両足が着く方が利用できます。また、安全のため、小学生以下の方の利用はお断りする場合があります。
- ・ご利用は1人につき1台です。
- ・**利用前に弊社スタッフとともに自転車の貸出パーツを確認します。貸出し商品に整備不良がない事を共に確認します。**

## 3. 利用時間

- ・利用時間は、**9時から17時まで**です。（毎週水曜日・年末年始は定休日になります。）
- ・利用時間が延長になる場合は、必ず管理者に事前に連絡をしてください。  
**(17時以降の延長はできません)**

## 4. 利用料金

	4時間まで	4時間以上	延長料金
普通自転車	500円	900円	400円
電動アシスト	800円	1,500円	700円
Eバイク	1,000円	2,000円	1,000円
アンバサダー価格	300引	500引	上記料金延長

※申込時に申告した時間より早く自転車を返却した場合でも、差額の返金はありません。

## 5. 貸出・返却場所

一般社団法人三次観光推進機構

広島県三次市十日市南一丁目2番23号 三次市交通観光センター 1階

電話：0824-63-9268 水曜：定休日、休日の場合は翌日

## 6. 利用注意点

- ・交通法規を厳守してください。交通事故にはくれぐれも注意し、安全運転を心掛けてください。
- ・自転車から離れる際は、必ず施錠してください。また、道路に自転車を放置しないでください。
- ・お客様都合、事故等急遽自転車の回収が必要となった場合、手数料として1台につき別途5,500円を申し受けます。

## 7. 事故・ケガ

- ・利用者の責任で、事故、ケガをした場合、自転車管理者は一切責任を負いません。ただし貸主が法律上の賠償責任を負う場合を除きます。
- ・利用中に、事故、ケガをした場合は、警察に連絡する等の法令で定められた処置を行ってください。その後、必ず管理者まで連絡してください。
- ・警察から事故、盗難時、個人情報提供の指示がある際は提供致します。
- ・自らの責任において事故の解決に努めてください。
- ・事故についての示談等が必要な場合には、お客様自らの責任で行っていただきます。事故についての一切の責任を負いません。
- ・管理者に過失がある場合は保険の限度内で補償しますが、利用者の原因で事故、ケガ等をされた場合は利用者の自己負担になります。
- ・賃貸中における一切の事故による賠償責任は借主側とする。但し、貸主が法律上の賠償責任を負う場合を除く。

## 8. 自転車の故障・盗難

- ・利用中、故障や異常（パンク等）があれば、管理者または管理者の指定する者が、自転車の回収・修理に参りますので、運転を継続せず必ずご連絡ください。ご連絡後は、必ずその場から動かずお待ちいただくようお願いいたします。
- ・自転車の盗難や鍵の紛失、利用者の過失による破損に対して、管理者から利用者へ実費をご請求いたします。  
（鍵の紛失：5,000円/1本ヘルメットの紛失：8,000円/1個）  
また、盗難の場合、1週間以内に見つからない場合は、下表の金額をご請求いたします。予めご了承ください。  
《故障・盗難時の諸費用》

内容	利用者負担金額	備考
パンク修理代	2,200円/1本	自転車を持ち帰っての修理となります。
その他修理代	実費	修理の内容により別途実費を請求します。
自転車の盗難（普通自転車）	50,000円/1台	
自転車の盗難（電動アシスト・Eバイク）	150,000円/1台	

## 9. 禁止行為

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為。
- (2) 危険個所・不適切な場所での使用。
- (3) 歩行者や他の自転車の通行の妨げとなるような行為。
- (4) 自転車の構造・装置等の改造及び変更。
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認め、運転を継続する行為。
- (6) 利用者以外の第三者に利用させること。

## 10. その他

- ・自転車の台数には限りがあり、貸し出し状況によっては利用できない場合があります。
- ・荒天・積雪等利用が難しい際は、貸出しできません。

以上

## 11. 規約等の変更

当規約、サービス内容等予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

### 【病院連絡先】

三次市立中央病院 電話：0824-65-0101  
三次地区医療センター 電話：0824-62-1103  
山田整形外科医院 電話：0824-63-1000